

# 我孫子市公契約条例の手引 (第6版)

令和6年4月  
我孫子市



我孫子市マスコットキャラクター  
手賀沼のうなきちさん

## 目 次

	ページ
公契約条例制定の背景と経緯	1
用語の定義	2
公契約条例の概要	
1 公契約条例の適用を受ける公契約の範囲	3
2 公契約条例の適用となる労働者等	4
3 労働者等の賃金等	4
4 労務報酬下限額の適用	7
5 労務報酬下限額の公表	7
6 受注者の連帯責任等	7
7 台帳の作成及び報告	8
8 労働者等への周知	11
9 労働者等の申出	12
10 立入検査等	12
11 是正命令	12
12 是正報告	13
13 公契約の解除等	13
14 公表	13
15 損害賠償・違約金	14
16 公契約の特記事項に係る規定事項	14
17 その他	14
資料	
• 我孫子市公契約条例	15
• 我孫子市公契約条例施行規則	23
• 我孫子市公契約条例に関する特記事項	29
• 各種様式	31



### 【問合せ先】

〒270-1192 千葉県我孫子市我孫子 1858 番地  
我孫子市役所 財政部 資産管理課 契約係  
TEL 04-7185-1111 (内線 527)  
E-mail choutatsu@city.abiko.chiba.jp

## 公契約条例制定の背景と経緯

国や県などの地方自治体は、財政の健全化や行財政改革の名のもとに、行政が行ってきた事務事業を一定の品質を確保しながら官から民へと開放していきましました。

こうした中、我孫子市でも競争性・公平性・透明性を確保するための入札・契約制度改革として、市が発注する公共工事及び業務委託等に関する入札並びに契約手続において、公募型一般競争入札（条件付）の導入を進めるとともに、価格のみの競争から価格と品質が総合的に優れた調達に向け、入札価格以外にも事業者の技術力や地域貢献、社会貢献等も評価する総合評価方式入札、あるいはプロポーザル方式による業者選定の導入など制度改革に取り組んできました。

併せて、過剰な競争を排除し、事業者の適正な利潤と成果物の品質の確保を目的として、平成24年度から競争入札に付す全ての建設工事に最低制限価格制度を実施、平成25年度には設計・測量コンサルタント業務にもその適用を拡大し、充実を図ってきました。

この間、経済状況は不況が長引き、様々な業種において経営の合理化が進む一方、労働者環境では「労働市場の規制緩和や自由化」が進められてきました。

派遣労働者やパート、契約社員などの非正規雇用者の全労働者に占める割合は年々増え続け、これら非正規雇用は企業にとっては社会保険等負担の軽減、安価な労働力としての活用により人件費の抑制につながっていました。

労働者から見ると多様な就業形態を可能としていますが、就労しているにも関わらず「新たな貧困」いわゆるワーキングプアを生んでいるのではないかとされています。

低迷する経済の中で、国等の経済対策等にも関わらず地域経済はいまだ低迷しています。最近では雇用環境の改善もやや見られるものの、依然、労働者の生活環境の悪化が懸念されています。

このような状況等を踏まえ、市としても入札・契約制度において労働者の適正な賃金等が確保された中で、工事や公共サービスの質の確保とともに、地域社会や地域経済の活性化や公共の福祉の増進に資する取り組みが必要と考えています。

## 用語の定義

用 語	定 義
公契約	市が締結する工事、製造その他の請負契約及び我孫子市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 9 条の規定により締結する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。
受注者	市と公契約を締結する者をいう。
下請負者	下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、受注者その他の市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負う者をいう。
受注関係者	次に掲げる者をいう。 ア 下請負者 イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき受注者又は下請負者へ労働者を派遣する者
労働者等	次に掲げる者（工事又は製造の請負契約における受注者又は受注関係者の現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに公契約に係る業務に従事する時間が 1 か月当たり 30 分未満の者を除く。）をいう。 ア 受注者又は下請負者（同居の親族のみを使用する者を除く。）に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法第 9 条に規定する労働者（家事使用人を除く。） イ 労働者派遣法に基づき公契約に係る業務に派遣される者 ウ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負契約により公契約に係る業務に従事する者
賃金等	公契約に係る労務の対価で、次に掲げるものをいう。 ア 労働者等欄のア又はイに規定する者がその雇用する者から得る賃金 イ 労働者等欄のウに規定する者が当該請負契約により得る収入
工事等	予定価格が 1 億円以上の工事又は製造の請負契約をいう。
指定管理者	地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。
委託等	予定価格が 2 千万円以上の工事及び製造以外の請負契約並びに指定管理協定をいう。
公契約条例 又は条例	我孫子市公契約条例をいう。
規則	我孫子市公契約条例施行規則をいう。

## 公契約条例の概要

### 1 公契約条例の適用を受ける公契約の範囲（条例第5条関係）

公契約条例の適用を受ける公契約の範囲は、契約の種類に応じ次の表のとおりです。

公契約の種類	適用範囲
工事又は製造の請負契約	予定価格が1億円以上の契約
工事及び製造以外の請負契約	予定価格（履行期間が1年度を超える契約の場合は、1年度当たりの額）が2,000万円以上の次に掲げる契約 (1) 庁舎その他の建物（その敷地を含む。）における清掃、警備、駐車場管理、受付、案内又は電話交換に関する契約 (2) 施設、施設の設備又は機器の運転又は保守点検その他の維持管理に関する契約 (3) 給食調理業務に関する契約 (4) 廃棄物又は資源物の収集運搬業務に関する契約 (5) 廃棄物処理、資源物処理又は終末処理に係る施設の運転又は管理運営業務に関する契約 (6) 剪(せん)定枝木、雑草等又は資源物の処分に関する契約 (7) 窓口業務に関する契約 (8) プール開放業務に関する契約 (9) 移動図書館業務に関する契約 (10) 市所有車両の運転又は運行管理に関する契約 (11) 体育大会に関する契約 (12) ファミリーサポート事業に関する契約
指定管理協定	指定管理料（指定期間が1年度を超える協定の場合は、1年度当たりの額）が2,000万円以上の公の施設の指定管理協定

(備考)

- 1 予定価格は、税込み（消費税及び地方消費税相当額）の金額です。
- 2 対象となる指定管理協定で、指定期間における年度協定のいずれかに2,000万円を下回るものが予定されている場合であっても、当該下回る年度を含め対象となります。
- 3 契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約等）にかかわらず、条例の適用となります（ただし、地方自治法施行令第167条の2第3号に規定する随意契約（シルバー人材センター、障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約）を除きます。）。
- 4 公契約条例の適用となる案件については、その旨を入札の公告、指名通知書、見積依頼書又は指定管理者の指定の申請に係る告知等に記載し、事業者に通知します。事業者は、公契約条例が適用される案件であることを承知した上で、参加することになります。
- 5 公契約に係る事業の一部を下請、再委託等により下請負者（受注関係者）に請け負わせる場合にあつては、当該下請負者（受注関係者）も受注者と同様に公契約条例の適用を受けます。従って、受注者は、当該下請負者に対し、公契約条例が適用される契約である旨を周知するとともに、公契約条例に定めた手続を執るよう指示・指導する必要があります。

## 2 公契約条例の適用となる労働者等（条例第2条第5号関係）

公契約条例の規定が適用される労働者等の範囲は、次の表のとおりです。

- 受注者又は下請負者（同居の親族のみを使用する者を除く。）に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働者
- 労働者派遣法に基づき公契約に係る業務に派遣される者
- 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負契約により公契約に係る業務に従事する者

次に掲げる者は、公契約条例の適用となる労働者には該当しません。

- ・同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者
- ・家事使用人又は最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条（最低賃金の減額の特例）に規定の適用を受ける者
- ・工事又は製造の請負契約における受注者又は受注関係者の現場代理人、主任技術者及び監理技術者
- ・公契約に係る業務に従事する時間が1か月当たり30分未満の者
- ・公契約に係る業務に従事する者以外の者

## 3 労働者等の賃金等（条例第6条関係）

公契約条例の適用を受ける公契約において、受注者及び受注関係者が労働者等に対し支払う賃金等（1時間当たりの賃金に換算した額）は、市長が定める労務報酬下限額以上でなければなりません。

- ※1 労働者等ごとに1時間当たりの賃金等を労務報酬下限額と比較します。
- ※2 工事等の請負契約については、該当する職種の労務報酬下限額と比較します。
- ※3 委託等については、工事及び製造以外の請負の労務報酬下限額と比較します。

賃金等は、受注者及び受注関係者が労働者等に支払う賃金の総額のうち、次に掲げる賃金・手当等の合計額を1時間当たりの賃金に換算した額となります。

賃金・手当等の区分を間違えると、賃金等の支払いの履行確認の際に、労務報酬下限額を下回ってしまう場合がありますので、賃金の区分や基準内と基準外に該当する各種手当の区分については、十分に注意してください。

また、賃金等、基準内手当及び基準外手当の内容は、工事等の請負契約と委託等では、異なりますので十分に注意してください。

(1) 工事又は製造の請負契約

公共工事設計労務単価に含まれる賃金及び手当等の合計額を1時間当たりの賃金に換算した額になります。

○1日当たりの所定労働時間が8時間の場合

$$\text{賃金等} = ( \text{基本給相当額} + \text{基準内手当} + \text{臨時の給与} + \text{実物給与} ) \div 8 \text{時間}$$

(※所定労働時間内8時間当たり) (※所定労働日数1日当たり)

賃金等に含まれる賃金及び手当等（基準内手当）

賃金及び手当等	例
基本給相当額	基本給（定額給）、出来高給
基準内手当	家族手当（扶養手当）、通勤手当、都市手当（地域手当）、住宅手当、現場手当、技能手当、有給休暇手当（日給制の場合）、精勤手当等
臨時の給与	賞与（ボーナス等＜期末手当・勤勉手当＞）、その他の臨時の賃金等、退職金
実物給与	通勤用定期の支給、食事の支給等

○賃金等に含まれない手当等（基準外手当）

手当等	例
特殊な労働に対する手当	各職種の労働者について、発注者が工事費積算の歩掛等において見込んでいる通常の作業条件又は作業内容を超えた、特殊な労働に対して支払った手当
割増賃金の代替としての手当	時間外、休日又は深夜の割増賃金の代替として支払った手当
休業手当	仕事が無いために労働者を休業させた場合に支払った手当（ただし、悪天候等の不可抗力による休業に対する手当は、基準内手当となります）
本来は経費にあたる手当	労働者個人持ちの工具・車両の損料、労働者個人が負担した旅費等、本来は賃金ではなく経費の負担に該当する手当

※賃金及び手当等の区分や考え方は、公共事業労務費調査連絡協議会の『公共事業労務費調査の手引き』の基準内手当・基準外手当の区分に準じています。

(2) 工事及び製造以外の請負契約並びに指定管理協定

最低賃金法に基づく最低賃金制度に定める所定内給与のうち、最低賃金法第4条第3項各号に掲げる賃金を除いた額を1時間当たりの賃金に換算した額になります。

賃金等 = ( 基本給 + 基準内手当<sup>注</sup> ) を1時間当たりの賃金に換算した額

注 基準内手当は、所定内給与の諸手当の額（ただし、諸手当のうち精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は除く。）

○賃金等に含まれる賃金及び手当等（基準内手当）

賃金及び手当等	例
基本給	基本給
基準内手当	所定内給与の諸手当の額（諸手当のうち精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は対象外）

※1 対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。

※2 対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

○賃金等に含まれない手当等（基準外手当）

※最低賃金法第4条第3項各号関係

賃金及び手当等	例
臨時に支払われる賃金	結婚手当など
1か月を超える期間ごとに支払われている賃金	賞与など
所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金	時間外割増賃金など
所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金	休日割増賃金など
午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分	深夜割増賃金など
諸手当のうち、対象外の手当	精皆勤手当、通勤手当及び家族手当



#### 4 労務報酬下限額の適用（条例第7条第1項関係）

労務報酬下限額は、次の各号に定める基準に基づき毎年度定められ、当該年度<sup>※2</sup>について適用されます。ただし<sup>※1</sup>、公契約の期間が複数年度にわたる場合は、原則として契約初年度<sup>※2</sup>の労務報酬下限額がその期間中において適用されることとなります。

※1 ただし書の場合において、

① 労務報酬下限額が最低賃金法第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額（千葉県最低賃金）を下回った場合は、千葉県最低賃金が適用されます。

② 工事請負契約約款第26条第6項の規定による請求があった場合において、請負代金の変更の協議が整った場合は、変更額を考慮して定めた額が適用されます。

※2 契約初年度の捉え方は、工事等にあつては契約締結日の属する年度を、委託等にあつては履行期間の初日の属する年度をいいます。

##### (1) 工事又は製造の請負契約の労務報酬下限額

農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため決定した公共工事設計労務単価表に定める職種ごとに、千葉県において定められた額を基に設定しています。

※設定は、公共工事設計労務単価の80%

##### (2) 工事及び製造以外の請負契約並びに指定管理協定の労務報酬下限額

我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例第2条第3号に規定するパートタイム会計年度任用職員に係る報酬及び給料のうち最も低い額並びに最低賃金法第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額を基に設定しています。

※設定は、パートタイム会計年度任用職員の最も低い報酬額と千葉県最低賃金の額の平均値

#### 5 労務報酬下限額の公表（条例第7条第3項関係）

工事等の請負契約、委託等の請負契約及び指定管理協定の労務報酬下限額は、告示すると共に市のホームページに掲載します。

#### 6 受注者の連帯責任等（条例第6条第1項第2号関係）

受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、当該受注関係者と連帯して支払う義務を負います。

受注者は、受注関係者との契約を締結するに当たっては、当該受注関係者に対し、当該契約が公契約条例の適用を受ける契約であつて、かつ、受注関係者も公契約条例の適用を受けること、及び公契約条例において履行すべき内容（労働者等に対し支払う賃金等（1時間当たりの賃金に換算した額）は、労務報酬下限額以上でなければならないこと等）を周知した上で、各々が対等な立場における合

意に基づいた公正な契約としなければなりません。

受注者は、受注関係者を使用する責任において、受注関係者に条例に係る事務手続を指導しなければなりません。

## 7 台帳の作成及び報告（条例第8条関係）

### (1) 台帳の作成及び台帳記載事項の報告について

受注者は、労働者等の氏名、従事する職種、従事した時間、賃金等が支払われるべき日その他規則で定める事項を記載した台帳を作成して事業所に備えるとともに、その記載事項について、労働基準法第108条に規定する賃金台帳（条例第2条第5号ウに規定する者に公契約に係る業務を行わせる場合は請負契約書）の写しを添えて、規則で定める日までに市長等に報告しなければなりません。

ただし、受注関係者が台帳の作成及び備付け並びに市長等に対する報告を自ら行うことを希望するときは、当該受注関係者が当該報告等を行うことができます。この場合、当該受注関係者は、「我孫子市公契約に係る賃金等支払報告申出書」を作成し、受注者を経て市長等に提出しなければなりません。受注関係者において、条例の遵守事項は同じです。

### (2) 報告の方法及び報告時期について（規則第4条第2項及び第3項関係）

**令和6年度分から 報告の方法が大きく変更されました。**

#### ア 様式

契約の種別	報告の対象月に応じた報告の様式	
	開始月	履行期間のすべての月
工事等	我孫子市労働者に対する賃金等支払報告書（様式第1号）	我孫子市公契約に係る労働者従事報告書（様式第3号）
委託等	我孫子市労働者に対する賃金等支払報告書（様式第2号）	

※開始月：労働者等が契約現場に最初に従事した日の属する月（以下同じ）

#### イ 契約の形態に応じた報告時期

契約の形態	報告及び様式	報告の指定期日	
単年度契約	賃金支払報告	開始月が4月から9月までの場合	11月10日まで
	様式第1号又は様式第2号	開始月が10月から履行期間の末日の属する月（以下「期限月」という。）までの場合	期限月の翌々月の10日まで
	従事報告	4月分から9月分まで	11月10日まで

	様式第3号	10月分から期限月分まで	翌年度の5月10日まで	
	改定確認報告 様式第1号又は 様式第2号	改定後従事初月が4月から9月までの場合	各年度の11月10日まで	
複数年度契約	賃金支払報告 (初年度) 様式第1号又は 様式第2号	改定後従事初月が10月から期限月までの場合	期限月の翌々月の10日まで	
		開始月が4月から9月までの場合	11月10日まで	
	従事報告 様式第3号	開始月が10月から翌年の3月まで場合	開始月の属する年度の翌年度の5月10日まで	
		各事業年度従事初月分から9月分まで	当該年度の11月10日まで	
	改定確認報告 様式第1号又は 様式第2号	各事業年度従事10月分から各年度終了月分まで	各年度終了月の翌々月の10日まで	
		改定後従事初月が4月から9月までの場合	当該年度の11月10日まで	
	賃金支払報告 (2年度以降) 様式第1号又は 様式第2号	改定後従事初月が10から各年終了月までの場合	各年度終了月の翌々月の10日まで	
		各事業年度従事初月分が4月から9月までの場合	当該各事業年度の11月10日まで	
		様式第1号又は 様式第2号	各事業年度従事初月分が10月から各年終了月までの場合	当該各事業年度終了月の翌々月の10日まで

※「賃金支払報告」とは、労働者等の賃金の状況、支払い形態、労働日数、労働時間等を台帳の内容を報告する条例の基本的報告です。

※「従事報告」とは、公契約現場における労働者等の従事状況の報告です。

※「改定確認報告」とは、労務報酬下限額の改定があった場合に、改定後の賃金の実態を把握（改定後の労務報酬下限額を下回るものの有無）し、確認するための報告です。（報告対象の労働者等は、限定されます。）

ウ 規則第4条第3項第1号に該当する場合の報告方法（報告の特例）

契約の形態	回数	対象月	指定期日
単年度契約	1回目	開始月	開始月の翌々月の10日まで
	2回目	開始月の翌月から履行期間の中間の日の属する月(以下「中間月」という。)まで	中間月の翌々月の10日まで
	最終回	中間月の翌月から期限月まで	期限月の翌々月の10日まで
複数年度契約	1回目	開始月	開始月の翌々月の10日まで
	2回目以降	前回の報告対象の月の翌月からその月の属する年度の3月まで	報告対象となる年度の翌年度の5月10日まで
	最終回	前回の報告対象の月の翌月から期限月まで	期限月の翌々月の10日まで

※規則第4条第3項第1号に該当する場合（報告の特例）とは、次のいずれかに該当する契約です。

- ① 低入札価格調査（我孫子市財務規則第132条の2に規定する調査をいう。）の結果、当該契約の内容に適合した履行が認められた契約
- ② 労働者等から条例第10条に規定する申出を受けた契約
- ③ この条例に定める事項の遵守状況を確認する必要があると認めた契約

※報告の特例に該当する場合は、履行期間の全ての月について、様式第1号（工事等）又は様式第2号（委託等）の作成が必要となります。この場合、様式第3号は不要です。

(3) 労働者等の氏名の記入について（条例第8条第2項関係）

報告書（様式第1号から様式第3号まで。以下同じ。）に労働者等の氏名を記入する場合は、記名する本人の承諾を得てから記入してください。

労働者等本人の承諾を得られないときは、労働者等の氏名を記号等に置き換えて報告することができます。この場合、報告書に添える賃金台帳についても、承諾を得られない労働者等の氏名を塗りつぶし、報告書に記入したのと同じ記号を表示してください。

※労働者等の氏名を記号等に置き換えるときの注意事項

記号等は、労働者等の氏名の代わりとして使用しますので、1人の労働者等に付けた記号等は、同一の契約又は協定内では同じ記号等を使用してください。ただし、同一の労働者であっても、契約が別であれば契約ごとに異なる記号を用いることができます。

【参考例1】

報告対象者 我孫子一郎と我孫子次郎が対象者

「我孫子一郎」を「A-1」、「我孫子次郎」を「A-2」と記入

### 【参考例2】

我孫子五郎が、〇〇清掃業務と□□施設運營業務の両方の契約で対象者となった場合、〇〇清掃業務における「我孫子五郎」を「A」、□□施設運營業務における「我孫子五郎」を「B」と、契約ごとに異なる記号を用いることができます。

## 8 労働者等への周知（条例第9条、規則第4条第9項関係）

受注者は、次に掲げる事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は書面を交付して労働者等に対し当該事業が公契約条例の適用を受けることを周知しなければなりません<sup>\*</sup>。併せて周知した状況を市に報告しなければなりません。

### (1) この条例が適用される労働者等の範囲

労働者等が公契約条例の適用を受ける者であることを自ら確認できるようにするものです。

### (2) 労務報酬下限額

労働者等が受け取っている賃金等が労務報酬下限額以上であるかを自ら確認できるようにするものです。

### (3) 賃金等の支払について受注者に連帯責任があること

受注者は、受注関係者を使用する責任において、受注関係者の賃金等の支払についても指導することになります。

### (4) 労働基準法に規定する所定労働時間及び休日

労働基準法には、次のことが定められています。

- ・使用者は、原則として、1週40時間又は1日8時間を超えて労働させてはならないこと
- ・使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては45分以上、8時間を超える場合においては1時間以上の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないこと
- ・使用者は、毎週1回以上又は4週間を通じ4日以上の日を休日を与えなければならないこと

また、就労規則が定められている場合、労働基準法と就労規則を比べたときに就労規則の方が労働者等にとって有利な場合は、就労規則が優先されます。

### (5) 労働者等が条例第10条に基づき、受注者又は受注関係者が当該労働者等に対して負う義務を履行していないと認められるときに申出をする場合の連絡先

労働者等が労務報酬下限額以上の賃金等を受け取っていない場合などは、受注者、受注関係者又は我孫子市に申し出ることができます。

### (6) 労働者等が条例第10条に基づく申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないこと

条例では、労働者等が申出をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならないことが規定されています。

※労働者等への周知は、「2 公契約条例の適用となる労働者等」（4 ページ参照）の全てに周知されるよう、受注者が対応してください。

※周知例は、別冊マニュアルを参照してください。

周知の報告は、労働者等への周知方法が、掲示の場合は当該掲示物の写真等を、文書の交付の場合は当該文書の写しを市へ提出してください。

## 9 労働者等の申出（条例第10条関係）

労働者等（労働者等であった者を含む。）は、受注者又は受注関係者が当該労働者等に対して負う義務を履行していないと認められるとき（受注者又は受注関係者が当該労働者に対し支払う賃金が労務報酬下限額を下回る場合など）は、市長等又は受注者若しくは受注関係者にその旨を申し出ることができます。

受注者又は受注関係者は、これらの申出をしたことを理由として、当該申出をした労働者等に対し、解雇、請負契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはなりません。

## 10 立入検査等（条例第11条関係）

労働者等から申出があった場合、又は条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認めるときは、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査を実施します。

### ・必要な報告又は資料の提出

労働者等から申出があった場合、提出された報告書及び添付資料の内容について、さらに確認が必要な場合は、受注者に必要な報告又は資料の提出を求めます。また、労働者等から申出の時期によっては、条例で定める期日以外に報告書の提出を求めることもあります。ただし、受注関係者が台帳の作成及び報告を申し出ている場合は、受注関係者に報告書の提出を求めることがあります。報告書の請求は、書面により行います。

### ・立入検査の実施

提出された報告書又は資料では、条例の遵守状況が確認できないときは、労働者等の労働条件若しくは契約条件が分かる書類その他の物件の検査又は関係者に質問を行います。受注関係者に立入検査を実施するときは、受注者は、立入検査について協力しなければなりません。

立入検査を実施する場合は、事前に日時等について書面にて通知します。立入検査の対象者が受注関係者の場合、受注者を通して通知します。

## 11 是正命令（条例第12条関係）

市が求めた報告若しくは資料の提出又は立入検査の結果、受注者又は受注関係者がこの条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対し、当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じます。

違反の内容が、受注関係者の賃金等が労務報酬下限額未満であった場合は、受注者及び受注関係者に是正措置を命じます。

## 1 2 是正報告（条例第 1 3 条関係）

違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた者は、指定する期日までに是正の措置を講ずるとともに、是正命令の結果を市長等に書面にて報告しなければなりません。

## 1 3 公契約の解除等（条例第 1 4 条関係）

受注者又は受注関係者が次の表のいずれかに該当するときは、当該公契約を解除します。指定管理協定であるときは、当該指定管理協定に係る指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じます。

また、契約の解除、指定の取消し又は管理業務の停止を行った場合は、我孫子市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成 15 年訓令第 8 号）に基づき指名停止を行います。

- ・ 労働者等から申出があった場合、提出された報告書及び添付資料の内容について、さらに確認が必要な場合に受注者へ必要な報告若しくは資料の提出を求めたにもかかわらず、報告若しくは資料の提出をしない場合、若しくは、虚偽の報告若しくは資料の提出をした場合
- ・ 立入検査を拒んだ場合
- ・ 立入検査に非協力的であった場合（妨害、忌避、回答の拒否又は虚偽の回答等の行為）
- ・ 是正命令に従わない場合
- ・ 是正命令の結果を期日までに書面にて報告をしなかった場合又は虚偽の報告をした場合

## 1 4 公表（条例第 1 5 条関係）

受注者又は受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者又は受注関係者に意見を述べる機会を与えた上で、公表します。ただし、第 1 号又は第 3 号に該当する場合で、市長等が指定する期日までに是正の措置及び報告をしたときは、公表は行いません。

- (1) 受注者又は受注関係者が条例第 8 条第 1 項（同条第 2 項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告をしなかったとき。
- (2) 条例第 1 4 条第 1 項の規定により公契約の解除等をしたとき。
- (3) その他受注者又は受注関係者がこの条例の規定に違反したことが判明したとき

公表は、市の掲示場（我孫子市公告式条例第 2 条第 2 項に規定する掲示場）への掲示並びに市広報及び市ホームページに掲載する方法で行います。

また、公表する事項は、次の表のとおりです。

- 公契約の件名及び締結年月日
- 受注者又は受注関係者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地（個人にあっては、氏名及び事務所の所在地）

- 公契約の解除等をした場合は、その年月日及び理由
- 公契約の終了後に受注者又は受注関係者が条例の規定に違反したことが判明した場合は、その違反の内容及びそれに対する措置

#### 1 5 損害賠償・違約金（条例第16条、第17条関係）

「1 3 公契約の解除等」（13 ページ参照）により、公契約の解除等をした場合は、市は受注者から違約金を徴収することができます。

また、公契約の解除等により、市に損害が生じたときは、受注者はその損害を賠償しなければなりません。ただし、市長等がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではありません。

#### 1 6 公契約の特記事項に係る規定事項

この条例の適用を受ける公契約については、「我孫子市公契約条例に関する特記事項」が定められています。必ず内容を確認してください。

※ 29 ページ参照

#### 1 7 その他

我孫子市公契約条例に基づく報告に関する詳細については、次に掲げるマニュアルに従ってください。

##### 【一般用】

- ・我孫子市公契約条例 報告書作成マニュアル（工事又は製造）
- ・同（委託・指定管理業務）

##### 【特例用】

- ・我孫子市公契約条例 報告書作成マニュアル（特例用）（工事又は製造）
- ・同（特例用）（委託・指定管理業務）



(目的)

第1条 この条例は、市及び公契約の相手方となる者が対等な立場と信頼関係の下に締結する公契約において果たすべき責務を定めるとともに、公契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件等を確保することにより労働者等の生活の安定並びに公共工事及び公共サービスの質の向上を図り、もって地域経済の活性化及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が締結する工事、製造その他の請負契約及び我孫子市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第18号）第9条の規定により締結する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。
- (2) 受注者 市と公契約を締結する者をいう。
- (3) 下請負者 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、受注者その他の市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負う者をいう。
- (4) 受注関係者 次に掲げる者をいう。
  - ア 下請負者
  - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき受注者又は下請負者へ労働者を派遣する者
- (5) 労働者等 次に掲げる者（工事又は製造の請負契約における受注者又は受注関係者の現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに公契約に係る業務に従事する時間が1か月当たり30分未満の者を除く。）をいう。
  - ア 受注者又は下請負者（同居の親族のみを使用する者を除く。）に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（家事使用人を除く。）
  - イ 労働者派遣法に基づき公契約に係る業務に派遣される者
  - ウ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負契約により公

契約に係る業務に従事する者

(6) 賃金等 公契約に係る労務の対価で、次に掲げるものをいう。

ア 前号ア又はイに規定する者がその雇用する者から得る賃金

イ 前号ウに規定する者が当該請負契約により得る収入

(7) 指定管理者 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、公契約に関する施策を策定し、実施する責務を有する。

(受注者の責務)

第4条 受注者は、法令等を遵守することはもとより、公契約を締結した責任を自覚して、誠実に職務を遂行する責務を有する。

2 受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならない。

3 受注者は、地域経済及び地域社会の活性化に寄与するため、市内に事業所を有する事業者を下請負者及び資材等の購入先として使用するよう努めなければならない。

(適用範囲)

第5条 この条例は、次に掲げる公契約に適用する。

(1) 予定価格が1億円以上の工事又は製造の請負契約

(2) 予定価格（履行期間が1年を超える公契約にあつては、1年当たりの額）が2,000万円以上の工事及び製造以外の請負契約のうち規則で定めるもの

(3) 指定管理協定のうち、市長又は我孫子市教育委員会（以下「市長等」という。）が必要と認めるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、適正な賃金等の水準を確保するため、市長が特に必要と認めるもの

(労働者等の賃金等)

第6条 市長等は、公契約において、労働者等の賃金等に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 受注者及び受注関係者は、労働者等（最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条に規定する者を除く。次号において同じ。）に対し、市長が定める額（以下「労務報

酬下限額」という。)以上の賃金等を支払わなければならないこと。

(2) 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、当該受注関係者と連帯して支払う義務を負うこと。

2 工事又は製造以外の請負契約における労務報酬下限額には、最低賃金法第4条第3項各号に掲げる賃金は算入しない。

3 賃金等が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている者の労務報酬下限額は、最低賃金法施行規則(昭和34年労働省令第16号)第2条の規定を準用する。

(労務報酬下限額)

第7条 市長は、毎年度、労務報酬下限額を定めるものとし、当該労務報酬下限額を定めるときは、次の各号に掲げる労働者等に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案するものとする。

(1) 工事又は製造の請負契約に係る業務に従事する労働者等 農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため決定した公共工事設計労務単価(以下この号において「労務単価」という。)に規定する職種ごとに、千葉県において定められた額(労務単価に規定されていない職種又は千葉県において額が定められていない職種にあつては、労務単価を勘案して市長が別に定める額)

(2) 前号以外の労働者等 我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年条例第8号)第2条第3号に規定するパートタイム会計年度任用職員に係る報酬及び給料のうち最も低い額並びに最低賃金法第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額

2 市長は、労務報酬下限額を定めようとするときは、第19条第1項に規定する我孫子市公契約審議会の意見を聴かななければならない。ただし、前項各号に定める額の改定に伴い労務報酬下限額を改定する必要がある場合であつて、既定の労務報酬下限額をその年度の途中に改定することについて、あらかじめ我孫子市公契約審議会の同意を得ているときは、この限りでない。

3 市長は、労務報酬下限額を定めたときは、これを告示する。

(台帳の作成及び報告)

第8条 受注者は、労働者等の氏名、従事する職種、従事した時間、賃金等が支払われる

べき日その他規則で定める事項を記載した台帳を作成して事業所に備えるとともに、その記載事項について、労働基準法第108条に規定する賃金台帳（第2条第5号ウに規定する者に公契約に係る業務を行わせる場合にあっては請負契約書）の写しを添えて、規則で定める期日までに市長等に報告しなければならない。この場合において、労働者等本人の承諾を得られないときは、労働者等の氏名を記号等に置き換えて報告することができる。

2 受注者が下請負者又は第2条第5号イに規定する者に公契約に係る業務を行わせる場合であって、受注関係者が前項に規定する台帳の作成及び備付け並びに市長等に対する報告（以下この項において「報告等」という。）を自ら行うことを希望するときは、当該受注関係者は、規則で定める申出をした上で、当該報告等を行うことができる。この場合における前項の規定の適用については、同項中「受注者」とあるのは、「受注関係者」とする。

（労働者等への周知）

第9条 受注者は、次に掲げる事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は書面を交付しなければならない。

- （1） この条例が適用される労働者等の範囲
- （2） 労務報酬下限額
- （3） 賃金等の支払について受注者に連帯責任があること。
- （4） 労働基準法に規定する所定労働時間及び休日
- （5） 次条の規定による申出をする場合の連絡先
- （6） 次条の規定による申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないこと。

（労働者等の申出）

第10条 労働者等（労働者等であった者を含む。以下この条及び次条において同じ。）は、受注者又は受注関係者が当該労働者等に対して負う義務を履行していないと認められるときは、市長等又は受注者若しくは受注関係者にその旨を申し出ることができる。

（立入検査等）

第11条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、受注者の事業所に立ち入り、労働者等の労働条件若しくは契約条件が分かる書類その他の物件（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録。次項において同じ。）を検査

させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(1) 労働者等から前条の規定による申出があったとき。

(2) この条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認めるとき。

2 市長等は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入検査の結果、必要があると認めるときは、受注関係者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、受注関係者の事業所若しくは作業所等に立ち入り、労働者等の労働条件若しくは契約条件が分かる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることについて、協力を求めることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(是正命令)

第12条 市長等は、前条第1項又は第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入検査の結果、受注者又は受注関係者がこの条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対し、当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(是正報告)

第13条 受注者は、前条の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、市長等が指定する期日までに是正の措置を講ずるとともに、市長等に報告しなければならない。

(公契約の解除等)

第14条 市長等は、受注者又は受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約を解除すること（当該公契約が指定管理協定であるときは、当該指定管理協定に係る指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。以下「公契約の解除等」という。）ができる。

(1) 第11条第1項若しくは第2項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同条第1項若しくは第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

- (2) 第12条の規定による命令に従わないとき。
- (3) 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 市長等は、前項の規定により公契約の解除等をした場合において、受注者及び受注関係者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(公表)

第15条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者又は受注関係者に意見を述べる機会を与えた上で、規則で定めるところによりその旨を公表するものとする。ただし、第1号又は第3号に該当する場合で、当該受注者又は受注関係者が市長等が指定する期日までに是正の措置及び報告をしたときは、この限りでない。

- (1) 受注者又は受注関係者が第8条第1項(同条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告をしなかったとき。
- (2) 前条第1項の規定により公契約の解除等をしたとき。
- (3) その他受注者又は受注関係者がこの条例の規定に違反したことが判明したとき。

(損害賠償)

第16条 受注者は、第14条第1項の規定による公契約の解除等により市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長等がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(違約金)

第17条 市長等は、第14条第1項の規定により公契約の解除等をした場合は、違約金を徴収することができる。

(公契約の規定事項)

第18条 市長等は、公契約において、第6条第1項に定めるもののほか、次に掲げる事項を規定するものとする。

- (1) 第8条から前条までに規定する事項
- (2) 受注者は、社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働者災害補償保険をいう。)に加入していること。また、下請負者の社会保険(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下この号において同じ。)の加入状況を確認し、社会保険に加入していない者(社会保険の適用が除外される者を除く。)がある場合は、社会保険の加入について指導又は助言を行うこと。
- (3) 受注者は、受注関係者と下請契約を締結するに当たり、当該下請契約がこの条例の

適用を受けることを受注関係者に説明すること。

- (4) 工事又は製造の請負契約に係る受注者は、見積段階から標準見積書、作成手順書等を参照して見積書における法定福利費の内訳を明示するよう努めるとともに、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額により下請契約を締結するよう努めること。
- (5) 受注者及び受注関係者は、第10条の規定による申出をしたことを理由として、当該申出をした労働者等に対し、解雇、請負契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならないこと。
- (6) 受注関係者は、第11条第2項の規定による報告若しくは資料の提出の求め、又は立入検査について協力しなければならないこと。

（我孫子市公契約審議会）

第19条 地方自治法第138条の4第3項の規定により、我孫子市公契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、第7条第2項に定めるもののほか、この条例に係る重要事項について調査審議すること。
- (2) この条例の施行状況について検証を行い、その結果に基づき必要に応じて市長に提言すること。

3 審議会は、委員6人以内をもって組織する。

4 委員は、事業者、労働者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（我孫子市水道局が締結する契約）

第21条 第2条から第18条まで（第5条第3号及び第7条第2項を除く。）及び前条の規定は、我孫子市水道局が締結する契約について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替

えるものとする。

第2条第1号	市が締結する工事、製造その他の請負契約及び我孫子市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第18号）第9条の規定により締結する協定（以下「指定管理協定」という。）	我孫子市水道局（以下「水道局」という。）が締結する工事、製造その他の請負契約
第2条第2号及び第3号、第3条並びに第16条	市	水道局
第5条第2号、第8条及び前条	規則で	水道事業管理者が
第5条から第7条まで	市長	水道事業管理者
第6条第1項、第8条及び第10条から第18条まで	市長等	水道事業管理者
第7条第1項	その他の事情	及び前条第1項第1号の市長が定める額
第14条の見出し及び同条第2項並びに第15条から第17条まで	公契約の解除等	公契約の解除
第14条第1項	解除すること（当該公契約が指定管理協定であるときは、当該指定管理協定に係る指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。以下「公契約の解除等」という。）	解除すること

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第5条、第6条第1項及び第8条から第18条まで（これらの規定を第21条において準用する場合を含む。）の規定は、同年10月1日から施行し、同日以後に締結する公契約について適用する。

（我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 省略

附 則（令和2年3月24日条例第4号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月19日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。



(趣旨)

第1条 この規則は、我孫子市公契約条例（平成27年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(適用する公契約)

第3条 条例第5条第2号の規則で定めるものは、次のとおりとする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する随意契約を除くものとする。

- (1) 庁舎その他の建物（その敷地を含む。）における清掃、警備（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務に関するものを除く。）、駐車場管理、受付、案内又は電話交換に関する契約
- (2) 施設、施設の設備又は機器の運転又は保守点検その他の維持管理に関する契約
- (3) 給食調理業務に関する契約
- (4) 廃棄物又は資源物（我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例（昭和55年条例第34号）第26条の2第1項に規定する資源物をいう。以下同じ。）の収集運搬業務に関する契約
- (5) 廃棄物処理、資源物処理又は終末処理に係る施設の運転又は管理運営業務に関する契約
- (6) 剪（せん）定枝木、雑草等又は資源物の処分に関する契約
- (7) 窓口業務に関する契約
- (8) プール開放業務に関する契約
- (9) 移動図書館業務に関する契約
- (10) 市所有車両の運転又は運行管理に関する契約
- (11) 体育大会に関する契約
- (12) ファミリーサポート事業（我孫子市ファミリーサポートセンター事業実施要綱（平成19年告示第227号）に基づき実施する事業をいう。）に関する契約

2 条例第5条第3号の市長等が必要と認めるものは、指定管理料（指定管理者に管理を

行わせる期間が1年を超える場合にあつては、1年当たりの額)が2,000万円以上の公の施設の指定管理協定とする。

(台帳の作成及び報告)

第4条 条例第8条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 公契約の件名
- (2) 公契約の履行場所及び履行期間
- (3) 賃金等の支払日
- (4) 賃金等の支払算定期間
- (5) 受注者又は受注関係者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地(個人にあつては、氏名及び事務所の所在地)並びに担当者の氏名及び連絡先
- (6) 労働者等の氏名(条例第8条第1項後段の規定の適用を受ける場合にあつては、任意の記号等)及び従事する職種
- (7) 労働者等が、市内に居住する者であるかの別
- (8) 労働日数及び労働時間数
- (9) 前号のうち公契約の対象となる工事又は業務に従事した労働時間数
- (10) 基本給及び手当等
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 条例第8条第1項の規定による報告(以下「報告」という。)の対象となる者及び期間並びに同項の規則で定める期日は、別表に定めるとおりとする。ただし、当該期日までに報告をすることができないと市長が認めるときは、同項の規則で定める期日は、市長が別に定めるものとする。

3 報告は、次の各号に掲げる契約及び報告の対象となる者の種別に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 低入札価格調査等対象契約(我孫子市財務規則(昭和62年規則第9号)第132条の2に規定する低入札価格調査の対象となった契約又は条例に規定する事項について、その遵守状況を確認する必要があると市長が認めた契約をいう。以下同じ。)の全ての労働者等に係る報告 工事又は製造の請負契約にあつては我孫子市労働者に対する賃金等支払報告書(工事又は製造の請負の契約)(様式第1号)、工事及び製造の請負契約以外の請負契約並びに指定管理協定にあつては我孫子市労働者に対する賃金等支払報告書(委託又は指定管理協定)(様

式第2号)

(2) 低入札価格調査等対象契約以外の契約

- ア 履行期間内の各年度において公契約に係る業務に最初に従事した労働者等及び労務報酬下限額の改定があった後公契約に係る業務に最初に従事した労働者等であって市長が労務報酬について確認の必要があると認めたものに係る報告  
工事又は製造の請負契約にあつては我孫子市労働者に対する賃金等支払報告書  
(工事又は製造の請負の契約)、工事及び製造の請負契約以外の請負契約並びに  
指定管理協定にあつては我孫子市労働者に対する賃金等支払報告書(委託又は指  
定管理協定)
- イ 全ての労働者等に係る報告 我孫子市公契約に係る労働者従事報告書(様式第  
3号)

4 条例第8条第2項の規則で定める申出は、我孫子市公契約に係る賃金等支払報告申出書(様式第4号。次項において「申出書」という。)を作成の上、受注者を経て市長等に提出するものとする。

5 受注者は、受注関係者から申出書の提出があったときは、受注関係者による賃金等支払報告の申出に係る報告書(様式第5号)に、当該申出書を添付して、市長等に提出するものとする。

6 受注者は、条例第9条の規定による労働者等への周知を行ったときは、次の各号に掲げる周知の方法の区分に応じ、当該各号に掲げるものを市長等に提出するものとする。

(1) 掲示 掲示したものの写真

(2) 書面の交付 交付した書面の写し

(立入検査をする職員の証明書)

第5条 条例第11条第3項の身分を示す証明書は、立入検査証(様式第6号)とする。

2 条例第8条第1項に基づく報告は、労働者等ごとに、次の各号に定める月につきそれぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 労働者等が最初に従事した日の属する月(以下「開始月」という。) 工事又は製造の請負契約は我孫子市労働者に対する賃金等支払報告書(工事又は製造)(様式第1号)、工事及び製造以外の請負契約は我孫子市労働者に対する賃金等支払報告書(委託又は指定管理協定)(様式第2号)

(2) 公契約の履行期間のすべての月（従事した月に限る。以下同じ。） 我孫子市公契約に係る労働者従事報告書（様式第3号）

3 公契約が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項に規定にかかわらず当該各号に定める月について、同項の例により報告を行うものとする。

(1) 公契約の履行期間中において労務報酬下限額の改定があった場合 当該改定があった月

(2) 公契約の履行期間が複数の事業年度にわたる場合 各事業年度につき最初に従事した月

4 契約の対象となる契約が、次の各号のいずれかに該当する場合は、労働者等全てについて、第2項の規定にかかわらず、契約履行期間の全ての月について、様式第1号又は様式第2号により報告しなければならない。

5 受注者は、受注関係者から申出書の提出があったときは、受注関係者による賃金等支払報告の申出に係る報告書（様式第5号）に、当該申出書を添付して、市長等に提出するものとする。

（立入検査をする職員の証明書）

第5条 条例第11条第3項の身分を示す証明書は、立入検査員証（様式第6号）とする。

（公表）

第6条 条例第15条の規定による公表は、次に掲げる事項について我孫子市公告式条例（昭和30年条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示並びに市広報及び市ホームページに掲載することにより行う。

(1) 公契約の件名及び締結年月日

(2) 受注者又は受注関係者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地（個人にあつては、氏名及び事務所の所在地）

(3) 公契約の解除等をした場合は、その年月日及び理由

(4) 公契約の終了後に受注者又は受注関係者が条例の規定に違反したことが判明した場合は、その違反の内容及びそれに対する措置

（我孫子市公契約審議会の会長及び副会長）

第7条 条例第19条第1項に規定する我孫子市公契約審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

- 3 会長は、会務を取りまとめ、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第8条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席し、かつ、事業者である委員、労働者である委員及び学識経験を有する者である委員のそれぞれ1人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 5 審議会の会議は、公開する。ただし、必要があると認めるときは、審議会の議決により、公開しないことができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審議会の庶務)

第10条 審議会の庶務は、契約担当課において処理する。

(審議会の運営)

第11条 前4条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条から第6条までの規定は、同年10月1日から施行し、同日以後に締結する公契約について適用する。

附 則 (令和6年3月19日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 略

別表（第4条関係）

公契約の種別		報告の対象となる者	報告の対象となる期間	報告の期日	
低入札価格調査等対象契約	単年度契約	全ての労働者等	開始月	報告の対象となる期間の末日の属する月の翌々月の10日	
			開始月の翌月から中間月まで		
	中間月の翌月から期限月まで				
	開始月				
複数年度契約	各年度開始月から各年度終了月まで				
低入札価格調査等対象契約以外の契約		履行期間内の各年度において公契約に係る業務に最初に従事した労働者等	従事開始月	従事開始月が4月から9月までの期間内の月である場合	当該年度の11月10日
				従事開始月が10月から各年度終了月までの期間内の月である場合	各年度終了月の翌々月の10日
	労務報酬下限額の改定があった後公契約に係る業務に最初に従事した労働者等であって市長が労務報酬について確認の必要があると認めたもの	改定後従事開始月	改定後従事初月が4月から9月までの期間内の月である場合	当該年度の11月10日	
			改定後従事初月が10月から各年度終了月までの期間内の月である場合	各年度終了月の翌々月の10日	
	全ての労働者等		各年度開始月から各年度終了月までのうち、4月から9月までの期間	当該年度の11月10日	
			各年度開始月から各年度終了月までのうち、10月から翌年3月までの期間	各年度終了月の翌々月の10日	

## 備考

- 1 この表において「年度」とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。
- 2 この表において「単年度契約」とは、履行期間が年度内の契約をいう。
- 3 この表において「複数年度契約」とは、単年度契約以外の契約をいう。
- 4 この表において「開始月」とは、履行開始日の属する月をいう。
- 5 この表において「中間月」とは、履行期間の中間の日の属する月をいう。
- 6 この表において「期限月」とは、履行期間の末日の属する月をいう。
- 7 この表において「各年度開始月」とは、各年度内における履行期間の初日の属する月（当該月が開始月である場合にあっては、その翌月）をいう。
- 8 この表において「各年度終了月」とは、各年度内における履行期間の末日の属する月をいう。
- 9 この表において「従事開始月」とは、履行期間内の各年度において、労働者等が公契約に係る業務に最初に従事した日の属する月をいう。
- 10 この表において、「改定後従事開始月」とは、労務報酬下限額の改定があった場合において、その改定後、労働者等が公契約に係る業務に最初に従事した日の属する月をいう。

## 我孫子市公契約条例に関する特記事項

(労働者等の賃金等の支払)

第1条 我孫子市公契約条例(平成27年条例第1号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する受注者(以下「受注者」という。)及び同条第4号に規定する受注関係者(以下「受注関係者」という。)は、同条第5号に規定する労働者等(最低賃金法(昭和34年法律第137号)第7条に規定する者を除く。以下同じ。)(以下「労働者等」という。)に対し、市長が毎年度定める額(以下「労務報酬下限額」という。)以上の賃金等(条例第2条第6号に規定する賃金等をいう。以下同じ。)を支払わなければならない。

2 前項の労務報酬下限額は、この契約を締結した日の属する年度に適用される額を、この契約の履行期間について適用する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、本文の規定にかかわらず、当該各号に定める額に改定するものとし、それぞれ改定の日属する月から適用する。

(1) 労務報酬下限額が最低賃金法第9条第1項の規定により決定された地域別最低賃金を下回った場合 決定された地域別最低賃金を考慮して定めた額

(2) 国土交通省の公共工事設計労務単価が決定されたことに伴い我孫子市工事請負契約書約款第26条第6項の規定による請負代金額の変更の請求があった場合であって、当該請負代金額の変更について協議が整った場合 当該協議に基づく請負代金の変更額を考慮して定めた額

(受注者の連帯責任)

第2条 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、当該受注関係者と連帯して支払う義務を負う。

(受注者の責務)

第3条 受注者は、受注関係者について社会保険の加入状況を確認し、社会保険に加入していない者(社会保険の適用が除外される者を除く。)がある場合は、社会保険の加入について指導又は助言を行うものとする。

2 受注者は、受注関係者に対し、当該下請契約が条例の適用を受けることを説明しなければならない。

3 工事又は製造の請負契約に係る受注者は、下請契約をする場合において、見積書における法定福利費の内訳を明示させるよう努めるとともに、社会保険料(事業主負担分及び労働者負担分)相当額を適切に含んだ額により下請契約を締結するよう努めるものとする。

4 受注者及び受注関係者は、条例第10条の規定による申出をしたことを理由として、当該申出をした労働者等に対し、解雇、請負契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

5 受注者が下請契約をした場合において、受注関係者は、条例第11条第2項の規定による報告若しくは資料の提出の求め、又は立入検査に協力しなければならない。

6 受注者及び受注関係者は、労働者等について市民雇用に努めるものとする。

(台帳の作成及び報告)

第4条 受注者は、条例第8条第1項に規定する台帳を作成して事業所に備えるとともに、その記載事項について、労働基準法(昭和22年法律第49号)第108条に規定する賃金台帳(条例第2条第5号ウに規定する者に公契約に係る業務を行わせる場合にあっては請負契約書)の写しを添えて、我孫子市公契約条例施行規則(平成27年規則第16号。以下「規則」という。)で定める期日までに市長等(条例第5条第3号に規定する市長等をいう。以下同じ。)に報告しなければならない。

2 受注関係者が条例第8条第1項に規定する台帳の作成及び備付け並びに市長等に対する報告(以下この項において「報告等」という。)を同条第2項の規定により自ら行うことを希望するときは、当該受注関係者は、規則で定めるところにより、当該報告等を行うことができる。

(労働者等への周知)

第5条 受注者は、条例第9条各号に掲げる事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は書面を交付しなければならない。

2 受注者は、前項の周知を行ったときは、次の各号に掲げる周知の区分に応じ、当該各号に定めるものを市長等に提出しなければならない。

(1) 掲示の場合 掲示したものの写真

(2) 書面の交付の場合 交付した書面の写し

3 受注者及び受注関係者は、労働者等に対し条例第10条の申出について周知しなければならない。  
(立入検査等)

第6条 市長等は、条例第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、受注者の事業所に立ち入り、労働者等の労働条件若しくは契約条件が分かる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 市長等は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入検査の結果、必要があると認めるときは、受注関係者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、受注関係者の事業所若しくは作業所等に立ち入り、労働者等の労働条件若しくは契約条件が分かる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることについて、協力を求めることができる。

(是正命令)

第7条 市長等は、前条の規定による報告若しくは資料の提出又は立入検査の結果、受注者又は受注関係者が条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対し、当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(是正報告)

第8条 受注者は、前条の規定により必要な措置を講ずることを命じられた場合には、市長等が指定する期日までに是正の措置を講ずるとともに、市長等に報告しなければならない。

(公契約の解除等)

第9条 市長等は、受注者又は受注関係者が条例第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、当該公契約を解除すること（当該公契約が指定管理協定であるときは、当該指定管理協定に係る指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。以下「公契約の解除等」という。）ができる。

2 市長等は、前項の規定により公契約の解除等をした場合において、受注者及び受注関係者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(公表)

第10条 市長等は、条例第15条の各号のいずれかに該当するときは、受注者又は受注関係者に意見を述べる機会を与えた上で、規則で定めるところによりその旨を公表するものとする。ただし、条例第15条第1号又は第3号に該当する場合で、当該受注者又は受注関係者が市長等が指定する期日までに是正の措置及び報告をしたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第11条 受注者は、第9条第1項の規定による公契約の解除等により市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長等がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(違約金)

第12条 市長等は、第9条第1項の規定により公契約の解除等をした場合は、違約金を徴収することができる。



我孫子市労働者に対する賃金等支払報告書(工事又は製造の請負の契約)

回数 提出日: 年 月 日

契約内容	契約番号		契約件名	
	履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日	履行場所	
報告者情報	元請・下請の別	元請 ・ 下請( 次)		商号又は名称 代表者氏名
				事業所の所在地
	記入者 (担当者)			連絡先 (電話・FAX・Email等)

①賃金等支払算定期間					年 月 日 ~ 年 月 日					②賃金等支払日		年 月 日		③報告書作成日		年 月 日			
番号	労働者の氏名	市内居住の別	請負労働者	従事職種	労務報酬 下限額	就業規則 等に基づく 年間所 定労働時 間	就業規則 等に基づ く1日の 所定労働 時間	労働日 数	労働時間数		本契約に係る 労働時間数		①の期間に支払われた賃金等				判定	「×」の場合の理由	
									うち割 増賃金 対象労働 時間数	うち割 増賃金 対象労働 時間数	基本給	定期に 支給 される 手当等	本契約に のみ支給 された 手当等	臨時の 給与額	支払実 績賃金 単価				
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T

我孫子市労働者に対する賃金等支払報告書(委託又は指定管理協定)

回目 提出日: 年 月 日

契約内容	契約番号		契約件名	
	履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日	履行場所	
報告者情報	元請・下請の別	元請 ・ 下請(次)	商号又は名称 代表者の氏名	
			事業所の所在地	
	記入者 (担当者)		連絡先 (電話・FAX・Email等)	

①賃金等支払算定期間			年 月 日 ~ 年 月 日				②賃金等支払日				年 月 日			③報告書作成日		年 月 日	
番号	労働者の氏名	市内居住の別	請負労働者	就業規則等に基づく年間所定労働時間	就業規則等に基づく1日の所定労働時間	労働日数	労働時間数		対象契約に係る労働時間数		基本給	月毎に支給される手当等	対象契約にのみ支給された手当等	支払実績賃金単価	判定		
							うち割増賃金対象労働時間数	うち割増賃金対象労働時間数	うち割増賃金対象労働時間数	うち割増賃金対象労働時間数					「×」の場合の理由		
A	B	C	D	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	R	S	T	

我孫子市公契約に係る労働者従事報告書

提出日： 年 月 日

契約内容	契約番号		契約件名			
	履行期間	年 月 日～	年 月 日	履行場所		
報告者情報	元受・下請の別	元請・下請（ 次）	商号又は名称 代表者氏名			
			事業所の所在地			
	記入者（担当者）		問合せ先 (電話・FAX・Email等)			

番号	労働者の氏名	市内居住の別	請負労働者	従事職種 (工事のみ)	年												年		
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q			

様式第4号（第4条関係）

我孫子市公契約に係る賃金等支払報告申出書

年 月 日

我孫子市長あて

申出者 事務所の所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名

我孫子市公契約条例第8条第2項の規定により、同条第1項に規定する台帳の作成及び備付け並びに報告を自ら行うことを申し出ます。

契約件名		
履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
履行場所		
担当者の氏名		
連絡先 (電話・FAX・Email等)		
契約の相手方	事務所の所在地	
	商号又は名称	
	代表者の氏名	

※この様式は、受注者（契約の相手方）を経由し、市長に提出してください。

様式第5号（第4条関係）

受注関係者による賃金等支払報告の申出に係る報告書

年 月 日

我孫子市長あて


報告者 事務所の所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名

受注関係者から、我孫子市公契約条例第8条第1項に規定する台帳の作成及び備付け並びに報告を自ら行うことの申出がありましたので、報告します。

契約件名		
履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
履行場所		
担当者の氏名		
連絡先 (電話・FAX・Email等)		
申出をした 受注関係者	事務所の所在地	
	商号又は名称	
	代表者の氏名	

添付書類 我孫子市公契約に係る賃金等支払報告申出書（様式第4号）

表面

<b>立入検査員証</b>				
	次の者は、我孫子市公契約条例第11条第1項及び第2項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。			
	所属			
職名				
氏名				
生年月日	年	月	日	
我孫子市長		印		
		年	月	日発行
		年	月	日限り有効

裏面

<b>我孫子市公契約条例（抜粋）</b>	
（立入検査等）	
第11条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、受注者の事業所に立ち入り、労働者等の労働条件若しくは契約条件が分かる書類その他の物件（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録。次項において同じ。）を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。	
（1）労働者等から前条の規定による申出があったとき。	
（2）この条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認めるとき。	
2 市長等は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入検査の結果、必要があると認めるときは、受注関係者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、受注関係者の事業所若しくは作業所等に立ち入り、労働者等の労働条件若しくは契約条件が分かる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることについて、協力を求めることができる。	
3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	
4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	

